

「市民参画・協働推進検討委員会」「まちづくり活動センター運営協議会」の位置づけ

まる一む設置の目的：

市民活動への中間支援の拠点として、市民活動の情報を受発信するとともに、多くの団体や市民が情報を相互に交換し、相互ネットワークを構築することで、より活発な市民活動を生み出すことを目的として設立しました。

➡ 甲賀市では、以下の2つの委員会・協議会により「まる一む」を運営しています

①市民参画・協働推進検討委員会：

- ・平成29年度に設置（令和4年10月1日から地方自治法に基づく附属機関として設置）
 - ・区、自治会、自治振興会、市民活動団体などの多様な主体の連携を促すとともに、行政等との協働により、地域の課題を地域自らの力で解決する「市民自治」について検討するための委員会です。
- ⇒令和5年度～令和7年度まで、甲賀市まちづくり基本条例の見直しについて継続的に意見交換を行っており、現在は「甲賀市における中間支援のあり方」について検討されています。

②まちづくり活動センター運営協議会：

- ・甲賀市まちづくり活動センター条例施行規則を根拠として設置（令和3年2月～）
- ・まちづくり活動センター「まる一む」の効率的な利活用について検討し、登録団体相互の情報交換及び交流などを図るための協議会です。
- ・市民参画・協働推進検討委員会と相互に連携・情報共有をしながら、まちづくり活動の拠点として『まる一むからはじまるコミュニティづくり（案）』をキーワードとして、「施設のルールの見直し」や「仕組み」について協議、決定していきます。

市全域を対象とした「中間支援機能」の検討

1. 市民活動支援

(テーマ型、アソシエーション型)

- ①人材育成 (担い手育成)
- ②市民協働提案制度
- ③スタートアップ支援
- ④プロボノ事業の展開
- ⑤人材バンク等 (人材マッチング) の機会

2. 自治振興会支援 (地縁型)

- ①人材育成 (リーダー育成講座)
- ②自治振興会、区・自治会などのコミュニティ活動の運営支援 (会計、税務、労務、指定管理等)
- ③円卓会議やワークショップ等の運営支援
- ④情報ネットワーク構築支援 (ICT活用)
- ⑤コミュニティビジネスの展開 (市からの業務委託を含む)
- ⑥地域支援員制度の充実
- ⑦職員向け研修会

3. 資金調達

- ①資金調達講座の開催
- ②市民ファンドの創設、寄附金制度の充実
- ③休眠預金の活用

「まるーむ」からはじまる コミュニティづくり (案)

「コミュニティづくり」の視点から、施設のルールや仕組みを見直します。

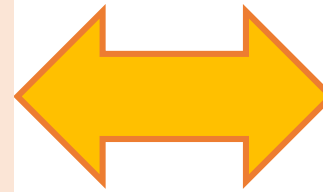
4. 情報収集・発信

- ①交流会、情報交換会の開催
- ②情報誌の発行、ポータルサイトの運営
- ③団体相互の活動紹介
- ④調査、研究結果の公表、政策提言

5. 活動拠点

- ①交流イベント
- ②サロン機能
- ③資機材の利用

相互作用



情報共有